

(2011年4月1日現在)

1. 商品名	決済用普通預金
2. ご利用 いただける方	個人および法人のお客さま
3. お預入れ期間	定めはございません。
4. お預入れ	
(1)お預入れ方法	随時お預入れいただけます。
(2)お預入れ金額	1円以上
(3)お預入れ単位	1円単位
5. 払戻し	随時お引出しいただけます。
6. 利息	無利息
7. 税金	—
8. 付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none">・キャッシュカードをご利用いただけます。・給与、年金、配当金等の自動受け取り、公共料金等の自動支払いにご利用いただけます。・個人のお客さま（未成年の方は除きます）は、定期預金を担保とする総合口座取引の当座貸越をご利用いただけます。（くわしくは「総合口座」をご覧ください。）
9. 手数料	キャッシュカードによるお引出しは、ご利用の曜日、時間帯によって当行所定の手数料がかかります。（くわしくは「普通預金」をご覧ください。）
10. 中途解約時の 取扱い	特に制限はございません。
11. 金利情報の 入手方法	—
12. 参考事項	<ul style="list-style-type: none">・本商品は、預金保険法が定める「決済用預金」(※)であり、預金保険制度により全額保護されます。 （※）「決済用預金」とは、以下の3要件を満たす預金のことをいいます。 （1）無利息であること （2）要求払いであること（随時払戻しができること） （3）決済性サービス（各種料金等の自動支払い等）に利用できること・新規口座開設のほか、現在ご利用の「普通預金」、「総合口座」、「カードローン（随時返済型）」を契約している普通預金からの切替えも可能です。（切替えには所定のお手続きが必要となります。）・切替えの場合は、現在ご利用の通帳およびキャッシュカードを継続してご利用いただけます。切替時までの普通預金利息は、切替え後最初に到来する利息組入れ日にご入金いたします。・切替えによる口座番号の変更はございませんので、給与、年金、配当金等の自動受け取り、公共料金等の自動支払いの変更手続きは不要です。振込の受取口座に指定されている場合も、振込依頼人さまへの通知等は不要です。・決済用普通預金に定期預金をセットしている場合は、決済用普通預金のみが預金保険制度の全額保護対象であり、定期預金は1預金者あたり決済用預金以外の対象預金の元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。・決済用普通預金から普通預金への切替えも可能です。（切替えには所定のお手続きが必要となります。）
13. 当行が契約して いる指定紛争 解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772

(株) 山梨中央銀行